

## ねんきん定期便等、年金関係の書類が確実に届くため事業主が被保険者の住所変更手続を的確に行うよう指導してほしい

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせんに対する日本年金機構中部ブロック本部の回答（要旨）—

総務省中部管区行政評価局は、下記の行政相談について行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎）の意見を踏まえ、平成24年10月24日、日本年金機構中部ブロック本部に対してあっせんを行いました。同年11月26日、同本部から以下のとおり改善に取り組むとの回答がありました。

### （行政相談の要旨）

私の妻（60歳）は、この2年間はねんきん定期便を始めとする年金関係の書類が全く送付されてこない。

不審に思い、年金事務所に確認したところ、厚生年金被保険者の住所変更手続が行われていないとのことであった。

3年前に転居した際に、妻が勤務する事業所に住所変更を届け出た記憶があり、改めて年金事務所から事業所に指導してもらった。この結果、事業所の総務担当が朝礼で「住所変更があれば、速やかに総務担当に申し出るように」告知したところ数人の従業員が手続をとっており、私のようにねんきん定期便が届いていない者が相当数いるものと思われる。

年金関係書類が確実に本人に届くよう、事業所に対し住所変更手続を励行するように指導してほしい。

中部管区行政評価局のあっせん要旨	日本年金機構中部ブロック本部の回答要旨
<p>1 事業主に、住所変更届は変更がなされた住所地に定期便等が送付される重要な手続であることを理解してもらった上、従業員（被保険者）に届出の励行を指導してもらうよう、現行の措置を活用して積極的に住所変更届の趣旨、励行の必要性を周知すること。特に、事業所調査は事業主と直接接触する機会であり、この機会に住所変更した場合の適正かつ速やかな届出の指導及び周知徹底を行うこと。</p> <p>また、他機関が主催する事業主を対象とす</p>	<p>これまでに、日本年金機構ホームページへの手続き方法等の掲載や毎月送付する保険料納入告知書に同封するお知らせへの掲載、事業所調査時の指導、住所一覧表の提供サービスの実施等の措置を講じてきているところであるが、適正な住所管理は事業主の理解・協力が必要であることから、事業主に対して、以下の1の措置により周知等を行うとともに、今後は2の措置を実施する予定である。</p> <p>1 あっせんを受けて措置した事項</p> <p>① 今回のあっせんで踏まえ、日本年金機構本部から全国の年金事務所等に対し、平成24年11月16日付けで以下の取り組みの徹底を求める通知を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業所調査において、住所変更した場合の適正かつ速やかな届出を指導すること及び住所一覧表の提供サービスの活用周知を行うこと。</li></ul>

る説明会で講師を行う場合等、あらゆる機会を利用して周知の徹底を図ること。

2 事業主自らが、従業員の住所管理を、それぞれの事業所の実情に応じた方法によって適切に行うべきものであること、及び、定期的な「住所一覧表」との突合により住所変更届の必要の有無を確認する方法があることを周知すること。

- ・ 事業所向け各種説明会で住所変更届の重要性や住所一覧表の提供サービスの活用について、周知すること。
- ・ 年金制度の普及・啓発や相談に応じることを目的として適用事業所に設置されている職域型年金委員への研修を通じての周知・啓発を行うこと。

② 日本年金機構ホームページの「日本年金機構のツイッター」において、住所変更届の重要性を発信

## 2 今後、措置を予定している事項

- ① 日本年金機構ホームページにおいて、事業主に対する手続き方法に加え、定期的（年度当初）に住所変更届に関する注意喚起を表示する。
- ② 保険料納入告知書に同封する事業主に対するお知らせ（日本年金機構からのお知らせ）の全国向け記事への定期的（年度当初）な掲載、及び中部ブロック本部管内向け記事への定期的（年度当初を除く）な掲載を行う。